第十八号様式（第十条関係）

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※町処理欄	

令和　年　月　日提出 町長　様	給与支払者（特別徴収義務者）	住所（居所）又は所在地			
		氏名又は名称		特別徴収義務者指定番号	
		個人番号又は法人番号		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課　係 氏名 （電話　）

給与所得者		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
氏名							
個人番号							
給与の支払を受けなくなった後の住所		円	月から 月まで 円	円	・　・	1．退職 2．転勤 3．休職 4．長期欠勤 5．死亡 6．その他	1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収 （理由　）
新しい勤務先の名称及び所在地	（　月分から特別徴収）						

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）	※町記入欄
1．異動が　年12月31日までで、申出があったため（　月　日申出） 2．異動が　年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	◎1月1日から4月30日までの退職者に未徴収税額がある場合は、必ず一括徴収して下さい。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載心得

1．給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
　この届出書は、町長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、４月１日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に４月１５日までに関係町長に提出してください。
2．特別徴収に係る給与所得者異動届出書
　この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の１０日までに関係町長に提出してください。ただし、４月２日から５月３１日までの間に給与の支払を受けなくなった者の町民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき町長に対する届出書は、その町長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の１０日までに提出してください。
3．※印の欄は、記載しないでください。